

TOPICS 01

平川市水道基本料金の減免または助成を行います

市では電力・ガス・食料品等の価格高騰により経済的な負担増に直面する市民等を支援するため、水道基本料金の減免または水道基本料金相当額の助成を行います。



水道基本料金の減免について

●減免の対象者

平川市または久吉ダム水道企業団から給水を受けている方（地方公共団体が所有管理している施設は対象外） ※申請不要

●減免する額

9月請求（8月使用分）から12月請求（11月使用分）の基本料金とメーター使用料

水道基本料金相当額の助成について（井戸水や町会などが管理する水道のみを利用している方）

●助成の対象者

水道基本料金の減免対象者に該当しない方で、令和5年8月から11月の間に平川市住民基本台帳に記載された住所地の世帯の方（ただし、世帯につき1人のみとし、同一の住所地に2世帯以上が居住する場合は、1世帯分のみとします。）

●助成する額

1か月あたり2,080円
8月から11月のうち、実際に居住した月数分
※助成金の交付は12月中旬

●申請に必要な書類について

- ①申請書
※申請書は上下水道課（本庁舎3階15番窓口）または各支所に用意しています。
※市ホームページからダウンロードできます。
- ②添付書類
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等の写し）
 - ・通帳の写し

●申請受付期間 8月15日(火)～11月30日(木)

●申請書類の提出について

上下水道課総務係（本庁舎3階15番窓口）、尾上総合支所庶務係、碓ヶ関総合支所庶務係、葛川支所庶務係

【問合せ】 上下水道課 総務係 ☎55-5383

TOPICS 02

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ（8月4日現在）

●令和5年春開始接種（5月8日～8月31日）

接種するワクチン

- 12歳以上の方
ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン
- 5歳以上11歳以下の方
ファイザー社製小児用オミクロン株対応2価ワクチン

追加接種（3回目以降）の対象となる方

初回接種を完了した方のうち

- ①65歳以上の方
- ②5歳以上の基礎疾患を有する方
- ③医療・高齢者施設等従事者

※接種を希望する方は、無料で受けることができます。

●その他

- ・紛失等による接種券再発行は、接種予約センター（フリーダイヤル0120-447-665）へご連絡ください。
- ・接種相談は、9月1日から接種予約センターへご連絡をお願いします。
- ・令和5年春開始接種の対象とならない方で、すでに接種券をお持ちの方は、令和5年秋開始接種（9月1日～）で使用するので、大切に保管してください。

●令和5年秋開始接種

（9月1日～令和6年3月31日）

接種するワクチン

未定（国で検討中）
※国では、薬事承認を前提に流行主流株であるオミクロン株XBB.1系統の成分を含有するワクチンの使用を基本とする方針を示しています。

追加接種（3回目以降）の対象となる方

未定（国で検討中）

※国では薬事承認の状況を踏まえて接種対象者を決定する予定です。

※詳しくは、9月1日付け回覧でお知らせします。

【問合せ】 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎55-5829

TOPICS 03

価格高騰重点支援給付金について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付します。

●給付要件

基準日（6月1日）時点において市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯

- 1 住民税非課税世帯：世帯全員が令和5年度の住民税非課税の世帯（生活保護世帯を含む）
- 2 住民税均等割のみ課税世帯：世帯全員の令和5年度の住民税が次のいずれかに該当する世帯
 - A 住民税均等割のみ課税者だけで構成される世帯
 - イ 住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

※ただし、世帯全員が住民税所得割課税者の被扶養者である場合や他市町村から同様の給付を受けた世帯等は対象外です。

※課税状況が不明な世帯あてにも申請書等を発送しております。給付要件を満たす場合は、申請してください。

●提出期限 10月31日(火)



※詳しくはホームページをご覧ください。

【問合せ】 福祉課 福祉総務係 ☎55-5378

●給付までの流れ

- 1 対象になるとされる世帯に対し、確認書等を同封した封筒を発送しております。
- 2 確認書等に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて提出してください。
- 3 書類の郵送先、不備チェック、問合せのコールセンターは業者委託しております。また、市役所本庁舎2階にも受付ブースを設置しております。
- 4 受付日から2週間程度で指定した口座に給付金を振込いたします。

※書類に不備等がある場合は、コールセンターから電話連絡したり、書類の再提出を求めたりする場合があります。

●注意事項

- 1 価格高騰重点支援給付金は差押えを禁止しています。また、非課税収入です。
- 2 **特殊詐欺にご注意ください。**市からATMの操作を指示したり、手数料などの振込みを求められることはありません。不審な点があった場合は警察に連絡してください。

TOPICS 04

青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金について

物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、青森県独自の支援として、対象となる児童1人につき5万円を支給します。

支給対象者

●ひとり親世帯の方

令和5年度『子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）』（令和5年度国給付金）を受給した方

●ひとり親世帯以外の方

令和5年度『子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）』（令和5年度国給付金）を受給した方

申請・支給方法

●令和5年度国給付金を青森県または青森県内の市町村から受給した方

給付金は申請不要です。平川市から国給付金を受給した方には、8月16日(水)に、国給付金を支給した口座に振り込みます。

※平川市以外から国給付金を受給した方は、支給した自治体へ振込日を確認してください。

●令和5年度国給付金を県外自治体から受給した方

給付金を受け取るには申請が必要です。8月中に詳細を記載した文書を送付しますので、必要書類を確認のうえ申請してください。

申請先

子育て健康課子ども支援係（本庁舎2階 9番窓口）
尾上総合支所庶務係
碓ヶ関総合支所庶務係

申請期限

令和6年2月29日（木）

※詳細は市ホームページをご確認ください。



【問合せ】 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832

TOPICS 05

骨髄ドナーとドナーが勤務する事業所を応援します

市では、骨髄移植の推進とドナー登録者の増加を図ることを目的に、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、ドナーとなった市民とそのドナーが勤務する事業所を対象に奨励金を交付しています。

骨髄移植とは？

骨髄移植とは、白血病などの治療が困難な血液疾患の患者さんに、健康な方から提供いただいた骨髄や末梢血幹細胞を移植して治療することです。ドナー登録は弘前献血ルームで受け付けています。

1人でも多くの患者さんを救うために、骨髄移植へのご理解と骨髄バンクへのドナー登録に協力をお願いします。

骨髄移植ドナーの支援について

●交付対象者（ドナー）

次の①・②に該当する方

- ①公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業のドナー登録者で、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した方
- ②提供時と奨励金の申請時に市内に住所を有する方で、市税などの滞納がない方

●交付対象となる事業所

ドナーが勤務している青森県内の事業所
 ※国・地方公共団体・独立行政法人・地方独立行政法人・ドナー休暇の取得が可能な場合を除く。

●奨励金の額

ドナーの方	通院・入院などに要した日数（上限7日） ×2万円
ドナーが勤務する事業所	通院・入院などに要した日数（上限7日） ×1万円

●申込方法

窓口または市ホームページ内(※)にある所定の申請書に記入の上、公益財団法人日本骨髄バンク発行の証明書などを添付し申請してください。

なお、申請期間は骨髄提供完了から90日以内となります。

※市ホームページ→「健康・福祉」→「健康づくり」→「骨髄移植ドナーの支援」→PDFファイル「平川市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱」にあります。

[申込み・問合せ] 子育て健康課 健康推進係 ☎55-5819

TOPICS 06

空家等の適切な管理をお願いします

個人財産である空家や敷地は、所有者または相続人が適切に管理しなければいけません。もし、建築部材の飛散などで近隣の家屋や通行人などに被害を与えると、被害を受けた方から損害賠償などの管理責任を問われることがあります。例年7月～10月にかけては、台風による強い風や雨が多くなり、害虫も発生しやすくなります。

定期的に建物や敷地を確認し、破損したところの修理、雑草の処理、飛散するおそれのある物品を屋内に入れるなど、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理しましょう。

また、老朽化した空家等の撤去（解体）を自ら行う所有者などに対して、その費用を一部補助する「老朽危険空家等解体撤去補助金」制度を実施していますので、活用をご検討ください。

老朽危険空家等解体撤去補助金

●補助対象者

- 1 空家の所有者・相続人・解体撤去の委任を受けた方
- 2 市税の滞納が無い方

●補助要件

- 1 市内にある空家で、個人所有の物件であること
- 2 建物や附属する埋設物、工作物、樹木などを解体撤去し更地にすること
- 3 市内に本店があり、市の入札参加資格者名簿に登録されている解体工事の有資格者が行うこと

※詳しい要件についてはお問い合わせください。

●補助金額

対象経費の1/2の金額または以下のいずれか低い額
 ①市が判定した不良度の評点が100点以上は50万円
 ②市が判定した不良度の評点が50点以上100点未満は25万円

※補助金は同一世帯に対し1回限りです。

※市の判定が50点未満の場合は補助対象外です。

[問合せ] 建築住宅課 都市計画係
 ☎44-1111（内線2224）